

香川県報



第 57 号

平成 16 年

7月20日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

平成十六年度自衛官の募集

（危機管理課）

一

●香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

（みどり整備課）

生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）

（みどり整備課）

二

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（ ）

二

生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定

（ ）

二

知的障害者福祉法の規定による事業者の指定

（障害福祉課）

二

道路の位置指定（三件）

（建築課）

二

公告

鳥獣保護区特別保護地区の指定予定

（環境・水政策課）

三

鳥獣保護区特別保護地区指定の公聴会の開催

（ ）

四

告示

香川県告示第五百七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成十六年度自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の募集について次のとおり告示する。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真鍋武紀

一 募集期間

平成十六年八月二日（月）から同年九月八日（水）まで

二 試験期日

1 男子

（一）平成十六年九月二十五日（筆記試験）

（二）平成十六年九月二十七日から同月三十日までのうち指定された日（口述試験等）

2 女子

平成十六年九月二十六日

三 試験場の位置及び名称

位置	名称	備考
善通寺市南町二丁目一番一号	陸上自衛隊善通寺駐屯地	
高松市松福町二丁目一五番二四号	サンイレブン高松	男子筆記試験のみ

四 その他

この試験に関する問い合わせは、自衛隊香川地方連絡部（高松市場上町三 一一五 電話番号〇八七 八三一 〇三三一）に連絡すること。

香川県告示第五百八号

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真鍋武紀

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県造林事業補助金交付規程（昭和三十六年香川県告示第四百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書中「行う事業」の下に「及び伐採木を搬出し、かつ、集積する作業を伴う事業」を加える。

第三条第一項及び第七条中「副本」を「写し」に改める。

附則

この規程は、平成十六年七月二十日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成十六年度分の補助金から適用する。

香川県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、三、三一	綾南町指定訪問看護ステーション 綾歌郡綾南町大字 陶五七七九番地	綾南町 綾歌郡綾南町大字 滝宮二九九番地	訪問看護

香川県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、四、一	綾南町指定訪問看護ステーション 綾歌郡綾南町大字 陶一七二〇番地一	綾南町 綾歌郡綾南町大字 滝宮二九九番地	訪問看護

香川県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名称	開設者	所在地
平成一六、六、二七	医療法人社団 グローバルズ デンタルステ ーション丸亀	医療法人社団 グローバルズ	丸亀市川西町南二二八〇番地

香川県告示第五百十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇四七一 一一	社会福祉法人直島町社会福祉協議会 香川郡直島町三六 九四番地一	社会福祉法人直島町社会福祉協議会 香川郡直島町三六 九四番地一	平成十六年 七月八日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第五百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 善土指道 第七号
- 二 指定年月日 平成十六年七月一日
- 三 指定道路の位置 善通寺市中村町字高正地二六三 一、二七三 二から二七三 四、二七四 一、二七五 一、二七六 一及び同地先農道・水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二メートル、四・五メートル、四・六二メートル、五・〇九メートル及び五・一〇メートル

ル

延長 一一六・一一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第五百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第八号

二 指定 年月日 平成十六年七月五日

三 指定道路の位置 丸亀市郡家町字重元一五三七 一、一五三七 四、一五三九 一、

一五三九 九及び一五三九 一〇

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・〇メートル及び四・七

六メートル

延長 一三六・〇五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第五百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 建築指道 第四号

二 指定 年月日 平成十六年七月九日

三 指定道路の位置 木田郡牟礼町大字大町字上川西八〇四、八〇九 五、八〇九 一〇

及び同地先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・二五メートル

延長 九・一五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第三百八十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により公告する。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

阿弥陀越鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

高松市亀水町一三九一 一、一三九三 三、一三九四 一、一三九四 三、一三九五

一、一三九五 四から一三九五 七まで及び一三九五 四二の各地番の区域

三 存続期間

平成十六年十一月十五日から平成二十六年十一月十四日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、森林、湿地、岩場など、変化に富んだ地形であり、マツを主体とした混合林で、クヌギ、アヘマキなどの落葉広葉樹やシタ類も群生している。

付近には、休暇村讃岐五色台、香川県自然科学館、瀬戸内海歴史民俗資料館、五色台少年自然の家などの施設があり、当該区域内に整備された一周約二・六キロメートルの野鳥の森観察路は、中学生を対象とした野外体験学習のフィールドコースとして活用されている。

一年中、二十種前後の野鳥が観察でき、野鳥にとって良好な生息環境となっている

ことから、特別保護地区に指定し、その保全を図るものである。

なお、当該区域は、当初環境庁により特別保護地区に指定され、昭和五十九年に県指定特別保護地区に移行しており、この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き特別保護地区として指定するものである。

3 管理方針

定期的に巡視を行うなどにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や、鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

五 その他

この公告に係る関係図書については、香川県環境森林部環境・水政策課自然保護室に備え置いて、平成十六年七月二十日から同年八月三日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、縦覧した内容について、知事に意見書を提出することができる。

香川県公告第三百八十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十二年香川県規則第三十八号）第八条第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 日時

平成十六年八月十七日（火） 午後一時三十分から

二 場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館十二階第七会議室

三 案件

平成十六年十一月十四日で指定期間満了となる阿弥陀越鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

平成十六年七月二十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています